

第3次多治見市一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画の基本方針・目標年次について

1. 基本方針

「大量生産→大量消費→大量廃棄」から「生産→消費→資源化→再商品化→消費」という循環型社会システムの構築を目指すことが、国内外の世論の主流になってきています。

多治見市においても「多治見市循環型社会システム構想（※1）」を平成10年度に策定し、地方都市という限られた地域の中で、市民と事業者と行政がそれぞれの役割を果たし、計画的に数値目標を達成していく仕組みを提示しています。多治見市一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画も、この循環型社会システムの構築を基本原則とし、長期的なビジョンのもとに、ごみの発生抑制から処分までの一貫した廃棄物対策と処理体系を築き、適正処理を推進しようとするものです。

（※1）平成10年度に、環境庁（現・環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、ごみを資源として活用し、「脱焼却」「脱埋立」を目標とする計画をつくりました。この計画は、年次目標を設定し、その目標毎にハード面、ソフト面を充実させて、資源化率を上げることにより、循環型社会を目指していくものです。平成23年度に中間検証および構想の見直しを、平成28年度に最終検証を行い「循環型社会システム構想」の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて、継続して取り組んでいきます。

【一般廃棄物処理の基本方針】

① 諸計画との調和

総合計画、環境基本計画に基づいて、都市計画、土地利用計画、環境保全計画の諸計画及び循環型社会システム構想の基本理念と十分に整合のとれた計画とします。

計画名	年度										根拠法令等	
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37		H38
第7次総合計画	[計画期間]										多治見市市制基本条例	
環境基本計画	[計画期間]										環境基本法 多治見市環境基本条例	
一般廃棄物 処理計画	基本計画	[計画期間]										廃棄物の処理及び 清掃に関する法律
	実施計画	[計画期間]										
分別収集計画	[計画期間]										容器包装リサイクル法	
まち美化計画	[計画期間]										多治見市美化条例	
循環型システム構想	構想期間(平成11～27年度)※期間終了										循環基本法	
※	[計画期間]		※		[見直し年度]							

② 発生抑制・排出抑制の推進

再資源化（リサイクル）や適正処理よりも優先して、使い捨て型の生活様式を見直し、ごみを生まない生活様式の確立を目指します。

③ 分別排出と再資源化の促進

再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進を図り、省資源、省エネルギーにつなげていくため、市民と事業者と行政が協力して、ごみの分別排出、処理過程での再資源化等を推進します。

④ 適正処理の推進

多治見市の区域内で分別排出されたごみを速やかに収集・運搬し、衛生的、効果的かつ安定的に無害化、減量・減容化、再資源化することによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

⑤ 処分施設の適正化・高度化

現在の法基準、技術基準を踏まえて、適正かつ高性能な処分施設建設の推進を図るとともに、周辺環境に対する公害、災害等の防止に万全を期します。

⑥ 環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

ごみ処理に当たっては、地域の環境保全に重点を置き、経済的で効率的な運営を行うことを基本として、収集、運搬、中間処理・最終処分の各処理体制を長期的展望のもとに、相互に整合のとれた体系として計画的に整備します。

⑦ 他自治体との連携と国・県に対する要望

不法投棄への対応など広域での対応が必要となっています。自治体単独では解決できない課題に対し、他自治体との連携を図り、国・県への要望を行っていきます。

2. 目標年次

本計画の目標年次は、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間です。

また、社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、平成 29 年度から 5 年目の平成 33 年度を目途に行います。

ごみ問題への対応策は、単にごみだけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済、社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人一人の生き方や生活様式にかかる問題として、環境保全と資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

限りある自然と資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくことを市民、事業者と行政の共通目標として確認するとともに、ごみの排出抑制と適正処理を行っていくこととします。